

「社会的共同業務」と国家（上の二）

——国家の階級性と公共性の理解の前進のために——

上野俊樹

△目次▽

はじめに

一 島津氏の「社会的共同業務論」の概要

二 『反デューリング論』の「共同体の共同利益を担う職務」

三 エンゲルスの「社会的共同業務」

四 『反デューリング論』の国家論は「国家二重機能論」か

1 「共同体の共同利益を担う職務」の社会にたいする自立化がただちに国家の成立であるという見解

2 『反デューリング論』の奴隷抑圧の国家と「社会的共同業務」（以上、『立命館経済学』第二十九巻第六号）

3 国家の最初の一般的概念を与える場合の方法

4 結 論

五 古代ローマの階級闘争と国家についてのマルクスの見解

六 マルクスの「社会的共同業務」と国家

1 国家の階級的機能とその二側面（物質的抑圧力とイデオロギー的抑圧力）

「社会的共同業務」と国家（上の二）（上野）

九五（二七三）

2 『資本論』の「共同事務」

3 『フランスにおける内乱』にみられる国家の「正当な諸機能」

（未完）

四 『反デューリング論』の国家論は「国家二重機能論」か

3 国家の最初の一般的概念を与える場合の方法

(1)

以上に明らかにしたことは、歴史上の最初の国家をエンゲルスはやはり「奴隸制国家」「奴隸抑圧の国家」としてとらえているということである。こうしたエンゲルスの考えが、その後の新しい実証史料等の発見にもかかわらず今日においてもなお科学的有効性をもつかどうかはあらためて検討しなければならないことである。しかし、すくなくともエンゲルス解釈としては彼の「社会的共同業務」というカテゴリーが「共同体の共同利益を担う業務」あるいは「社会の共同利益を担う業務」という意味ではなく、「社会の一般的事務」——このカテゴリーと「社会的共同業務」を私は同じ意味で用い、一般的事務を広い意味で、すなわち指揮・監督労働、芸術、科学、国務、司法、行政などを含む意味で用いている——という意味であるのだから、このカテゴリーを正しく理解したうえで、エンゲルスの国家論を検討しなければならないであろう。

以上がエンゲルスの「いくつかの国家の規定を統一的に理解し」、かつその「国家と『社会的共同業務』の関係を正しく把握する」ために考えてみなければならない第一点であった（「本稿」(上)、『立命館経済学』第二十九卷

この節で検討すべきことは、「方法論的にみて最初の国家はどのようにして規定されるかということ」(同前)である。

マルクスはどのような方法であるものの最初の一般的な概念を与えているのであろうか。

この「最初」というのは、「あるもの」の「最初」という意味である。「あるもの」というのはその性質や規定において、量や質において「他のもの」に対置してそれと区別される「あるもの」ではない。それはヘーゲルの「有論」段階のカテゴリーにおいて「他のもの」と区別されているカテゴリーではない。「あるもの」は本質的に概念的に「他のもの」と区別されているのであり、「あるもの」はそのもの一般によってその特殊を規定し、一般というエーテルによってその特殊をひたしきっているような自立的で有機的な個別であり、同様の意味をもつ個別である「他のもの」に対立して存在する一つの有機的な統一体である。最初の一般的な概念というのは、このような「あるもの」の最初の一般的な概念のことである。したがって、この「最初」というのはたんに「はじまり」あるいは「端緒」という意味ではなく、一つの有機的な統一体である「あるもの」について叙述する場合に、その叙述の冒頭において与えられるべき「あるもの」の一般的な概念のことである。

この最初の一般的な概念はマルクス主義の方法においては、「他のもの」にも共通する抽象的規定に、「あるもの」をまさにそのものたらしめている形態規定を加えることによって与えられる。つまり、分析的方法によって「あるもの」の最初の一般的な概念が与えられる。

そうすると、分析的方法によって与えられる「あるもの」の最初の一般的な概念は、弁証法的方法とどう関係す

るのかということが問題になってくる。弁証法的方法は一つには論理的に発生的展開の方法であり、もう一つには歴史的に「あるもの」は「他のもの」から連続して生成してくるこの歴史的な生成を反映する方法であるからである。そこで分析的方法と弁証法的方法との関係を考察することが必要になるわけであるが、ここでは、「あるもの」の最初の一般的概念を分析的方法によって与えることが、科学的方法であるということを中心に私の説明をのべておきたい。なぜなら、いま問題になっていることは、国家の最初の一般的概念を与えることであるからである。

まず、弁証法的方法が「あるもの」の歴史的な生成、すなわちその成立史を反映しなければならないということと、分析的方法との関係を考察しよう。

すべてのものはその生成の過程、発生の歴史的過程をもっている。したがって、「あるもの」を概念的に、弁証法的に把握するという方法的要請に何の留保をおくこともなくしたがえば、「あるもの」が「あるもの」として成立しているその「あるもの」の内部にたちいって、その全発展過程(縦の時間的關係)とその構造(横の同時的連関)をとらえてそのものの内的連関を発生的に展開するだけでは不十分であり、「あるもの」の「他のもの」からの生成の過程、そのものの歴史的発生過程をあわせてのべなければならぬということになり、このようにして叙述すれば、この叙述は弁証法的方法の要請に十分にしたがうということになるであろう。しかし、このことをおこなうためには、「あるもの」がそこから移行してきた「他のもの」があらかじめすべて把握されていることが前提となる。だから、「あるもの」についての研究は「他のもの」の研究が不十分である場合には、「他のもの」の研究に移らざるをえない。そうするとその「他のもの」の研究が別の「他のもの」の研究を要請する

ことになる。こうなると「あるもの」を概念的に把握するための研究はあらゆる「他のもの」の研究に発散解消されてしまい、結局「あるもの」の概念的把握は永遠に不可能であるということになってしまふ。

また、「あるもの」の「他のもの」からの移行についての研究、すなわち「あるもの」の歴史的研究はもし「あるもの」の一般的概念が展開され与えられていなければ、いいかえれば、「あるもの」が何であるかがわかっていなければ、「あるもの」の歴史的研究も何についての生成史を研究しているのかがわからなくなる。

以上のことからいえることは、「あるもの」の歴史的研究、その生成過程の研究のまえにまず「あるもの」の一般的概念が与えられ、その全發展過程と構造が展開され明らかにされていなければならないということである。もし、われわれの科学的叙述が弁証法的方法に何の留保をおくことなくしたがわなければならないとすれば、一般に科学的な叙述は不可能である。たとえ、「他のもの」から「あるもの」への移行過程が全面的に科学的に把握されている場合でも、弁証法的方法に何の留保もつけることなくしたがえば、その移行過程の叙述に先立って「他のもの」が叙述されていなければならない、「他のもの」の叙述はそれに先立って別の「他のもの」からその「他のもの」への移行過程が叙述されなければならないというように、無限に叙述過程は歴史的に先行するものと発散してしまふ。だから、科学的叙述はそれに何の留保もおかない弁証法的方法にしたがうのではない。これについてマルクスは次のようにいう。

「貨幣所持者——または貨幣、なぜならさしあたり前者はわれわれにとつて、経済的過程自体のうちでは後者の人格化にすぎないから——が、労働力を市場で、流通の領域内で商品として見いだす、というこの前提——この前提からわれわれはこの場合出発し、ブルジョア社会の生産過程が出發する——は、明らかに長い歴史的發展の結果であり、多くの経済的變

革の概括であって、他の生産様式(社会的生産諸関係)の没落を前提し、社会的労働の生産諸力の一定の発展を前提する。こうした前提で与えられている一定の過ぎきった歴史的過程は、諸関係をよりたちいて考察すれば、いっそうはつきりと定式化されるであろう。しかし経済的生産のこうした歴史的発展段階——その生産物自身ですでに自由な労働者であるが——は、資本そのものの生成の前提であり、なおそれどころか、その定在の前提ですらある。資本の存在は、社会の経済的形態のながいながい歴史的過程の結果である。弁証法的な叙述の形式は、その限界を知る場合にだけ正しいことが、この点にはつきりと示されている。単純流通の考察から、われわれにとって資本の一般的概念が明らかになってくる、というのは、ブルジョア的生産様式の内部では、単純流通そのものがただ資本の前提として存在し、また資本を前提するものとして存在するからである」(『要綱』、大月書店、第五分冊、一〇六八—九ページ)。

したがって、最初の資本の一般的概念は分析的方法にしたがって、「単純流通」(G—W—G)——単純な貨幣流通と資本主義的な貨幣流通から抽象された共通性としての抽象的普遍——に、自分の労働力の売り手としての自由な賃金労働者の搾取という経済的形態規定を加えることによって与えられているのであり、最初の一般的概念はその歴史的発生過程を媒介的にたどることによって必然的に与えられているのではない。

商品の場合も同様であって、労働生産物(使用価値)に価値という形態規定を加えることによって最初の商品の一般的规定が与えられている。このように、「あるもの」の最初の一般的规定を与える場合に、分析的方法がとられているのであり、このことが「弁証法的叙述方法の制限」(『見田石介著作集』第五巻、七二—七八ページ参照)ということである。

まず、「あるもの」の具体的イメージ、表象を思い浮べてそれを分析して、「あるもの」の最初の一般的概念を与え、その一般的概念を主要なモメントとする有機的な統一体である「あるもの」の全側面を、その発展過程

と構造を、発生的に展開するというのが弁証法的方法である。有機的統一体の内的側面を発生的に展開する場合にもまた分析的方法が駆使されて展開されているというわけである（以上、『見田石介著作集』第三卷、第四卷参照）。以上が、方法論上の第一の点である。こうした方法にしたがって、「あるもの」の何であるかが理解されたのちに、やはり「あるもの」も全くの無前提なものとして、そこに初めから永遠のものとして与えられているのではなく、歴史的に存在するもの、始めと終りをもつ歴史的な存在であることが示されなければならない。商品が商品を生み、資本が資本を生むような相互前提関係はそのものの内部ではそうであるが、しかし、この相互前提は関係そのものの歴史的存在の始めと終りにおいては切断されているのである。つまり、それが「他のもの」から媒介されてきて歴史上生成したことが示されなければならない。

ところが、「あるもの」の生成史を全面的に明らかにしようとすれば、すでにのべたように、「他のもの」を全側面にわたって理解し叙述したうえでできないのであるから、「あるもの」の生成史も「あるもの」を理解するのに必要な限りにおいてのみ示す以外にはない。「あるもの」の生成史として叙述されるべきことが、どのようなものであるかは、そのものの内部を発生的、弁証法的に展開することによって与えられたそのものの全発展過程と構造が明らかにする。そして、現実的に成立したものとしてある「あるもの」の歴史的な生成はそのものの「何か」を叙述するという課題からすれば、実在的可能性の現実性への転化として示されればよい。すなわち、歴史的移行過程はその移行が絶対的必然的な媒介過程として叙述されるのではなく、「他のもの」のなかにあるいくつかの条件の合成として示され、このようにして「あるもの」の生成が説明されるのである。

こうした方法にしたがって叙述されているのが、マルクスの『資本論』第一卷第二章『交換過程』にみ

られる商品の発生史についての叙述であり、同じ巻の第二章「いわゆる本源的蓄積」にみられる資本の発生史についての叙述である。

分析的方法によって与えられた最初の単純な資本概念が『資本論』の第四章から第二三章までにわたって発生的（まずは論理のうえで）に展開され、それらの章で生産過程におけるその全モメントとその相互の有機的関連が明らかにされ、最初の単純な資本概念はより完全な概念となる。そののちにこのより完全な資本概念は第二章でその歴史的発生史がふりかえられることによってその歴史性とその発生の実在的可能性——実在的可能性というのとは他のもの（封建的生産様式）からあるもの（資本制的生産様式）への移行を全面的に論じているのではないからである——が与えられ、ここに単純な資本概念は完全な資本概念となるのである（もちろん、ここでは生産過程の資本概念としてこのようにいっているのであって、それは資本の流通過程、総過程あるいはもつと発展した形態での展開を欠くという意味では、この資本概念は不完全である）。

同様のことは商品概念についてもいえるのであり、最初に分析的方法によって与えられた単純な商品概念は、『資本論』の第一巻の第一章、第二章で展開されてこそより完全な商品概念となるのであり、このより完全な商品概念は第二章の商品の発生史——その発生の実在的可能性——の叙述やあるいは第一章第四節「商品の呪物的性格とその秘密」のなかにみられる商品生産の歴史性についての叙述によって完全な商品概念となるのである。

以上のように、歴史的生成過程の叙述は実在的可能性の現実性への転化として示されねばならない（念のため（注）のべておけば、私はすべての歴史的研究や歴史の叙述がこのような実在可能性の現実性への転化として説明されなければならないといっているのではない。「あるもの」「も」「他のもの」「も」すべて理解されている場合には、「他のもの」「から」「あるもの」

への移行過程の叙述は絶対的必然的な媒介過程として叙述されるのである。しかし、「他のもの」自体の生成史はこの場合やはり実在的可能性の現実性への転化として叙述されるであろう。

(注) この方法については、鯉坂、有尾、鈴木編『ヘーゲル論理学入門』(有斐閣)に所収の拙稿「現実性」を参照されたい。

以上が方法論上の第二点である。ところで、この実在的可能性の現実性への転化の場合に注目すべきことは、マルクスが歴史的な中間形態、過渡段階にあるものをあげて、そうした中間形態が現実的なものに転化していることである。

商品を経済関係の側面からみれば、それは「互いに他人であるという関係」(『資本論』第一巻第一分冊、一一七ページ)という経済関係のもとで労働生産物がとる形態である。われわれが現実にもみる資本主義的商品は資本関係を捨象すれば、こうした経済関係のもとで生産され、商品生産関係は商品生産関係を前提しており、商品生産関係の内部で諸商品は相互に前提しあっている。同様に、資本は資本を前提としており、諸資本は相互に前提しあっている。一つの関係の内部に入ると、その内部の諸モメントが相互に前提しあっているのが有機的な統一体の特色であって、ここにそうしたものの説明が弁証法的に展開されなければならない理由があるのであるが、いま問題にしているのはこのことではない。問題は商品の最初の一般的概念を与える場合に、商品生産関係を前提して商品生産関係あるいは商品概念を与えることはできないということである。商品を前提にして商品を説明すれば、それは同語反復であってこういう説明では商品概念を与えることはできない。生命を生命から定義することはできないのであり、生命の定義は同じ次元でないものによって与えなければ同語反復となる。資本の最初

の概念を与える場合も同様である。

したがって、マルクスは『資本論』の冒頭で、商品を一方ではそれをあらゆる歴史に共通する抽象的普遍としての使用価値と、他方では歴史的に特殊な形態規定である価値に分析して、それらのモメントの総合において商品概念を与え、そののちに商品の全モメントを論理的發生的に展開し、最後に商品の發生史をふりかえって、商品が歴史的に發生したことを示している。この商品の發生過程の説明は歴史的には実在的可能性の現実性への転化として示され、論理的には商品は商品から説明されるのではなく非商品と区別されることによって説明されているのである。

マルクスはこのことについて次のようにのべている。

「直接的生産物交換の形態は、 x 量の使用対象 \rightarrow と y 量の使用対象 B である。AとBという物はこの場合には交換以前には商品ではなく、交換によってはじめて商品となる。ある使用対象が可能性から見て交換価値であるという最初のあり方は、非使用価値としての、その所持者の直接的欲望を越える量の使用価値としての、その定在である」(『資本論』、第一巻、第一分冊、一一七ページ)。

「商品交換は、共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接触する点で、始まる。しかし、物がひとたび対外的共同生活で商品になれば、それは反作用的に内部的共同生活でも商品になる。諸物の量的な交換割合は、最初はまったく偶然的である。それらの物が交換されるのは、それらの物を互いに手放しあうというそれらの物の所持者たちの意志行為によってである。しかし、そのうちに、他人の使用対象にたいする欲望は、だんだん固定してくる。交換の不斷的繰り返しは、交換を一つの規則的な社会的過程にする。したがって、時がたつにつれて、労働生産物の少なくとも一部分は、はじめから交換を目的として生産されなければならない。この瞬間から、一方では、直接の必要のための諸物の有用性と、交換のための諸物の有用性ととの分離が固定してくる」(同前、一一八ページ)。

この前の方の引用文にてくる「可能性から見て交換価値である」使用対象が不断に繰り返して交換され、この交換が「一つの規則的な社会的過程」になる場合には、この使用対象はけつしてたんなる物々交換の対象である労働生産物ではないし、また交換を目的として生産される商品としての労働生産物（必然的な社会的過程）の産物としての労働生産物）でもなく、たんなる労働生産物と商品との中間形態であり、したがってそれは商品でもあれば商品でもなく、たんなる使用対象としての労働生産物でもあればそうでもない中間形態である。こうした中間形態はこのような論理的矛盾の形式で表現されるのである。これは別の表現をすれば、「前商品」あるいは「半商品」といえるであろう。

この引用文が示しているように、商品の成立史をみる場合に、その中間形態を實在的可能性として示して、それができあがった現実の商品に移行するという叙述方法をマルクスはとっているのである。『資本論』の商品の説明は商品の一般的概念を与え、それを貨幣にまで媒介することによっておこなわれているのであって、このことがこの説明の目的であるのだから、商品が労働生産物から生成してくる全歴史的条件をあげてそれを認識のうえで必然的に媒介するような商品の生成史を叙述することは必要がないし、またそういうことをおこなおうとするのは「弁証法的叙述方法の制限」を理解しない非科学的方法に立脚している者にのみ許されることである。そして、こうした商品でもあれば商品でもない労働生産物——共同体間における労働生産物の交換が規則性をもった段階の労働生産物——の商品の転化は歴史的な転化である。と同時に、商品を商品から説明するような同語反復的な説明にならない説明に対して、マルクスは商品を相互前提する商品からではなく歴史的な中間段階から論理的に説明し、その最初の一般的概念の説明を補完し、同語反復におちいる愚を避けているのである。

マルクスは価値の生産価格の転化の説明においても同じ方法を用いている。マルクスは最初の生産価格の概念の説明にあたって、すこしも生産価格の入りこまない費用価格($c+v$)に剰余価値部分だけが平均利潤化したもの(c)を加えたものが生産価格($c+v+u$)であるとしている。だが、大工業段階の発展した資本主義的生産においては、ある資本家が購入する費用価格部分をなす商品はすべて生産価格で販売されているのであるから、この段階では費用価格部分に生産価格の入りこまないような費用価格は存在しない。つまり、この場合は生産価格を前提しているのであるから、この前提のもとで生産価格を説明しようとすれば生産価格をもって生産価格を説明しなければならない。こうした説明は同語反復ということになるであらう。

そこでマルクスは生産価格が入りこまない費用価格に平均利潤を加えることによって生産価格の概念を与えているのであり、こうして与えられた生産価格の最初の一般的概念は論理的な中間形態である。

また、資本主義的生産様式は価値どおりに商品が交換される初期の段階と、生産価格によって商品が交換される大工業段階とに歴史的に区分されているのであり、価値の生産価格への転化は資本の内部の諸モメントの発生的展開であると同時に、歴史的な転化を同時にあらわしている。したがって、費用価格部分に生産価格が入りこまない生産価格概念は価値どおりに交換される商品価格概念と、生産価格にしたがって交換される商品価格概念とのあいだに存在する歴史的な中間形態からの抽象物ということになる(この点については、見田石介『価値および生産価格の研究』第四部を参照されたい)。以上が、「あるもの」の最初の一般的概念を与える場合の方法論上の第三点である。

(2)

以上のことから、最初の国家の一般的概念もこうした方法を前提にして与えられるのである。つまり、どのような社会構成体にも存在する抽象的、一般的规定、すなわち共通性としての抽象的普遍である上部構造一般に国家をまさに国家たらしめる形態規定——被抑圧階級、被搾取階級を物質的に、精神的（イデオロギー的）に抑圧するための一定の手段と力をそなえた機構あるいは機関によって支配階級、搾取階級が階級対立を自らの利益のために調停し、そうした機構を搾取、支配のための道具としてもちいること——を加えて、最初の国家の一般的概念をとらえるのである。

『反デューリング論』において、エンゲルスは「社会的共同業務」すなわち「共同的になされる社会の一般的事務」、あるいはそうした一般事務を担う上部構造の機関に国家を国家たらしめる形態規定を加えることによって最初の国家の概念を与えている。

『起源』においては、エンゲルスはこの「社会的共同業務」を『反デューリング論』よりももっと一般化してとらえたうえで、この抽象的一般的规定に形態規定を加えることによって最初の国家の規定を与えているのである。『反デューリング論』においても『起源』においても国家の概念を与える方法は同じである。

こうした方法によって国家の概念を与えただけで、一方では歴史上にあらわれるさまざまな国家の論理的な叙述と、他方では最初の国家の成立史の論理的な叙述がおこなわれることになる。『反デューリング論』の国家論はこの二つの側面から叙述されているのであるが、しかしそれはデューリングを反駁するというこの著作の目的に規定されて、またエンゲルスの知識の個人的歴史的境界に制約されながら、叙述されているのである。前者、すなわち歴史上あらわれるさまざまな国家の論理的な叙述については、資本主義国家やその他のいくつかの国家

についての叙述がなされているが、それはもちろん前述した理由から具体的に多様な歴史上の国家についての全面的な展開になっているわけではない。

後者、すなわち国家の成立史については、すでにのべたように、五つのモメントからそれを考察している。簡単に再掲すれば、それらは(1)原始共同体が奴隷を使用できる生産力段階に達していること、(2)諸共同体の相互作用、(3)社会的機能(「社会的共同業務」を担う職務活動)の社会に対する独自化、(4)自由民と奴隷の階級対立の発生、(5)商品・貨幣関係の共同体内部への侵入、の五つであった。『反デューリング論』の国家の成立史についての叙述はこれらの五つのモメントが論理的に、また歴史的にどう有機的に絡みあって現実的な国家を生み出したかという方法的見地にしたがっておこなわれているのではなく、すなわち、「他のもの」の「あるもの」への必然的な移行を叙述するという方法的見地にしたがっておこなわれているのではない。やはり、方法的にみれば、いくつかの諸条件があつまることによって実在的可能性が現実性へ転化するという方法にしたがって、国家の成立史が叙述されている。

もう一つ方法的にみて注意しておくべきことは次のことである。

前述したように、エンゲルスは一方では「共同体の共同業務を担う職務」の社会に対する自立化を「国家」として把握し、他方ではそれを「国家権力の端緒」として把握していた(「本稿」(上)、一七七ページ)。この「端緒」という言葉の意味は「はじめり」ということであるから「国家権力の端緒」(引用文⁷)というのは成立した国家の機関ではなく、共同体の機関であり、それがのちに変質して国家機関となるからこういつているのである。

したがって、エンゲルスは「共同体の共同業務を担う職務」の社会に対する自立化を「国家」でもあれば「非

国家「共同体の機関でもあると叙述していることになる。この点を方法論的に反省しなければ、「混乱」(同前)を生じることになる。だから、この問題は方法的に解決されなければならない。

引用文^[17]の傍点部分がのべていることは、要するに、「ある一定の発展段階にある共同体の機関」が「国家」であるということであるが、エンゲルスの叙述の全体からみれば、それを「国家権力の端緒」ともいいかえていのように、引用文^[17]で「国家」とよばれている「ある一定の発展段階にある共同体の機関」はまだ完全に成立した国家とはいえない純粹の共同体の機関と成立した国家との中間形態であることは明らかである。こうした中間形態をわれわれが認識するためには、(1)でのべたようにそれを国家でもあれば国家でもないものとして表現することができるのであり、あるいは「半国家」として表現することもできる。

この意味でエンゲルスは「ある一定の発展段階にある共同体の機関」を「国家」とよんでいるのであり、こうした中間形態が国家の最初の一般的概念を規定する場合にもつ意義は、国家を国家によって規定する同語反復的な、説明にならない説明をするのではなく、中間形態からの論理的、歴史的転化として最初の国家の一般的概念を示すところにある。

4 結 論

1、2、3節をまとめれば次のようになるであろう。

『反デューリング論』の国家の一般的概念は、「社会的共同業務」すなわち「共同的になされる社会の一般的事務」、あるいはそうした一般的事務を担う上部構造の機関であるという側面——一般的抽象的規定あるいは実

体規定——に、国家を国家たらしめる形態規定、すなわち階級対立の非和解性から生じ、それを支配階級の利益のために調停し、被支配階級・被搾取階級を支配し搾取する道具であり、これらのために武装した人間の特殊な部隊——軍隊、警察——と監獄などの物質的抑止力と精神的、イデオロギー的抑止力をそなえた機関であるという側面を加えることによって獲得される。

この抽象的一般的規定である「社会的共同業務」あるいは「共同的になされる社会の一般的事務」は「社会の一般的な共同利益を担う職務」と解釈できないことはすでにのべたとおりである。国家の「公共的機能」という場合の「公共的」という意味を、「社会の一般的な、共同の利益になる」という意味に理解すればそれは誤りである。階級社会において、この「公共的」という言葉をことういう意味に用いれば、階級社会においても国家はその「公共的機能」において無前提に、無条件に「社会の一般的な、共同の利益になる」機能を果すことになる。これも誤りであり、国家の「公共的機能」という場合、それはどのような社会においてもその存続のために果さなければならぬ、社会の社会的、共同的機能をさしているのではない。また、社会の社会的、共同的機能が階級社会において、すべての階級に対してその利益を保障するかどうかはこの機能それ自体から無前提に生じてくるのではない。だから、エンゲルスは次のようにいうのである。

[20]「すべての社会主義者は、政治的国家が、それとともに政治的権威が、来るべき社会革命の結果消滅するであろうという点で、すなわち公共的機能 öffentlichen Funktionen はその政治的性格を失って、真の社会的利益のために配慮する單純な行政的機能に変化するであろうという点で、一致している」(『権威について』、『全集』第一八卷、三〇四ページ)。

この「権威について」というエンゲルスの論文は一八七二年一月から一八七三年三月までの間に執筆された

と推定されており、『反デューリング論』の執筆開始の時期に約四年先立って書かれたものであるが、この論文でエンゲルスは国家の「公共的機能」が政治的性格をとまってあらわれているのであり、この国家の「公共的機能」は「真の社会的利益のために配慮する単純な行政的機能」ではないとのべている。社会主義国家以外の階級的國家が真の社会的利益のために配慮することなどはもちろんありえないことであるが、注意すべきことは、「政治的國家の公共的機能」が政治的性格をとまってあらわれるということの意味である。これは、「社会の一般的利益に奉仕する國家の公共的機能」が國家の政治的性格によって歪められるということをいっているのではなく、國家の「公共的機能」というのは、超階級的な社会的社会的、共同的機能、すなわち、エンゲルスのこの引用文の言葉では「単純な行政的機能」——社会の一般的事務をおこなう機能すなわち「社会的共同業務」——の階級的形態である。純粹に支配階級の目的に奉仕するためにおこなわれる國家の機能——純然たる抑圧的機能——と多かれ少かれ社会の全階級の利益となるような業務をおこなう國家の機能との二つに、國家の階級的機能が区分されているのである。國家の「公共的機能」というのは、この後者であり、したがって、國家の階級的機能という場合には、狭い意味ではこの「公共的機能」を含まない純粹の階級的機能という意味で用いられ、広い意味では「公共的機能」を含んで用いられねばならない。こういう意味で、國家の「公共的機能」も、広狭の意味での國家の「階級的機能」も形態規定であり、これに対立する実体規定は、社会的社会的、共同的機能である。「國家二重機能論」といえば、それはこうした「公共的機能」と狭い意味での「階級的機能」の二重機能といってもよいであろうし、前述の実体規定（社会的社会的、共同的機能）と形態規定（広い意味での階級的機能）といってもよいであろうが、いずれの場合にしても、その意味が明確でなければならぬ。エンゲルスの國家論

を(国家二重機能論)といえ、それはこういう意味でいわれた場合のみ妥当する。また、『反デューリング論』の国家論も、「権威について」のなかの国家論と同じ意義をもっていると理解されるべきである。

したがって、エンゲルスの国家論を「国家二重機能論」という場合には以上の意味でいかなければならず、国家の「公共的機能」を「社会の一般的利益に奉仕する機能」としてとらえたいうえで、それと階級的機能とを並行にあげてこうした二重の機能の単純な総合においていう「国家二重機能論」をエンゲルスの『反デューリング論』の国家論の解釈として考えることは誤りである。熊野氏が『反デューリング論』の国家論を「国家二重機能論」であるといわれる場合には、この後者の解釈においてそういわれているのであるから氏の考えは誤っている。

五 古代ローマの階級闘争と国家についてのマルクスの見解

ところで、マルクスはフランス革命三部作のなかの一つ、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』の「第二版序文」(一八六九年)のなかで次のようなことをいっている。

「古代ローマでは、階級闘争は特権的な少数者の内部で、また自由民の金持ちと自由民の貧乏人とのあいだでおこなわれただけであって、他方、住民の大多数をなす生産者、すなわち奴隷はそれらのあいだたかう人々のための受動的な踏み台にすぎなかった、ということがそれである」(『全集』第八卷、五四三ページ)。

つまり、古代ローマの階級闘争は自由民と奴隷とのあいだでおこなわれたのではなく、自由民の内部でのみおこなわれたにすぎないというのである。

しかし、マルクスのこの理解は『フランスにおける内乱』執筆段階(一八七一年)で訂正されたように思われる。

まず次の引用文をみられたい。

[21]「それ（国家権力のこと―筆者）は、つねに秩序、すなわち現存の社会秩序を維持するための、したがって、横領者階級が生産者階級を従属させ搾取するための、権力であった」（『フランスにおける内乱・第二章稿』、『全集』第一七巻、五六二ページ）。

ここでいわれている「現存の社会秩序の維持」というのは奴隷制が支配的生産関係になっっている奴隷制社会においては、奴隷をも含めた社会の秩序を維持するという意味であると考えられる。奴隷が支配的生産関係となっっている社会において、奴隷を除外したうえでの社会の秩序の維持というのは無意味であり、奴隷が大規模に逃亡したり反乱したりすることを放置しておいて社会の秩序は守られるはずはないのである。これが第一点である。

次に、「横領者階級」というカテゴリーは、東洋の専制政治にみられるように支配的共同体が被支配的共同体をそこに生活し生産する共同体成員とともに一括して征服した場合の、そうした支配的共同体自体をも意味することができるとある。また、奴隷制社会における支配階級は富める市民と貧しい市民との対立を含んでいるが、こうした対立を含みながらも支配階級である市民は被支配階級に全体として対立している。この場合、支配階級である貧しい市民はしばしば土地等々の生産手段をもっておらず、国家からの給付によって生活していることは史実の示すとおりである。したがって、「横領者階級」というカテゴリーは生産手段の所有者という意味に限定して理解できないのである。これが第二点。

第三に、「生産者階級」というカテゴリーも次のように解釈すべきである。アテナやローマの奴隷は農業奴隷や家内工業的奴隷として生産に従事しており、奴隷の労働がこの社会を成立させている一つの主要なモメントと

なっており、この意味で奴隷は「生産者階級」のカテゴリーのなかに含まれるべきである。だから、このカテゴリーをたんに貧しい市民あるいは貧しい市民のなかの生産手段をもって労働する人々に限定して理解すべきではないのである。

以上の三つの理由から、当然古代ローマの階級闘争はたんに自由民の内部でのみ戦われたのではなく、そうした闘争に自由民と奴隷との闘争（例えば、スバルタクスの反乱）がつけ加わっておこなわれたと私は考えるのである。だから、マルクスの『ブリュームール18日・第二版序文』の見解はマルクス自身によって訂正されたと考えるのである。

以上のことから私は次の弓削達氏の見解に賛成である。

「このような帝国支配（ローマ帝国の支配のこと―筆者）の構造においては、階級関係は、単に生産手段の所有者と非所有者との関係という狭義の生産関係が実現しているところでのみ現われていると見るべきでなく、より広く、搾取者と被搾取者の関係、支配者と被支配者の関係として捉えられなければならない」（『地中海世界とローマ帝国』、二九二ページ）。

「ローマ帝国支配の構造にあつては、搾取者と被搾取者、支配者と被支配者の関係は拡大しそれ自体分解しつつあるローマ市民共同体と、外人（peregrini）とされたさまざまな発展段階にある諸他共同体との関係、ならびにローマ市民共同体と奴隷との関係であつた」（同前、二九三ページ）。

弓削氏のこの説明にあるように、『ブリュームール18日』の「第二版序文」の見解は狭い見解であり、この見解では、紀元前二世紀から一世紀にかけて続出した奴隷反乱（その最たるものは前七三年の春にはじまるスバルタクスの蜂起である）とそれに対立するローマ市民共同体の関係を説明することはできない。マルクスは『フランスの内乱』段階では、従来の狭い理解の仕方を克服していると考えられるのである。

ところで中村哲氏によれば、マルクスは『諸形態』のなかで、古典古代的共同体を国家とのべ、「この国家は支配階級による被支配階級を暴力的に抑圧するための機関ではない」（中村前掲書、七八ページ）ものとして叙述している。そして、氏はこのマルクスの叙述を次のように考えられている。

「『諸形態』においては、国家の階級の性格——支配階級の被支配階級にたいする暴力的抑圧の機関としての——はまったく述べられていない。それはこの古典古代的共同体Ⅱ国家が本源的所有（その古典古代的形態）の説明のなかで扱われているため、国家の性格のうち、共同体の共同利益と外敵の防禦の側面のみがとりあげられ、その階級の性格の側面が捨象されているからである」（同前、八〇ページ）。

この中村氏の解釈はそのかぎりにおいては正しいと思うし、『諸形態』の理解としては、私は氏の解釈にしたがいたい。しかし、『資本論』第一巻初版刊行（一八六七年）後の『ブリュネメール18日』の「第二版序文」（一八六九年）においても、前述したように古典古代的共同体の国家をマルクスは「奴隷抑圧の国家」とはみていない。だから、国家を形成している古典古代的共同体内部の階級闘争をマルクスは自由民内部の、富める自由民と貧しい自由民との階級闘争として、『諸形態』段階では理解しており、この階級闘争および国家の階級の性格を『諸形態』の主題が「本源的所有を論ずること」であるがゆえに捨象したのである。このような留保をつけたうえで、私は中村氏の見解にしたがいたい。『フランスの内乱』段階のマルクスの認識からいえば、留保なしに氏の見解が正しいと思われる。

以上のような見地からすれば、熊野氏がいわれるように、アテネの階級闘争をたんに支配階級である市民内部の闘争に限定すること、および国家の階級の機能をたんに市民内部の対立を調停するものとして理解することは支持しがたい。したがって、この点からみても、「社会的共同業務」を「社会の一般的な共同的利益に奉仕する

業務」と解釈できないわけであって、このように理解すれば、必然的に国家の抑圧機能のなから奴隷を抑圧するということを排除しなければならなくなる。そうなると、アテネやローマの階級闘争から自由民と奴隷の闘争を排除し、したがって奴隷抑圧の国家は存在しないと結論せざるをえなくなるのである。

やはり、「社会的共同業務」を広い意味での「社会の一般的事務」と理解しなければならぬということが、この問題の検討からいえるということになる。

六 マルクスの「社会的共同業務」と国家

1 国家の階級的機能とその二側面(物質的抑圧力とイデオロギー的抑圧力)

それでは、『反デュリング論』が書かれた時期までのマルクスの国家と「社会的共同業務」についての考えはどのようなものであろうか。この時期までのマルクスのこのことについての認識の到達点を調べておくことの意義はこうである。『反デュリング論』がマルクスの全面的協力のもとに著述されたという事情からみて、この根本的問題について意見の相違を残したままでこの著作が刊行されるはずはないと思われるからである。したがって、この「社会的共同業務」と国家の問題についても両者はほぼ同一の認識のもとにあると推定されるということがある。

マルクスはフランスの近代の革命的激動期を研究した三部作の最後の著作である、一八七一年のパリ・コミューンの革命をとりあつかった『フランスの内乱』およびその『草稿』のなかで、すでに国家に関して次のような

見解をもっていた。

「すべての反動とすべての革命は、この組織された権力——労働を奴隷化するためのこの組織された強力——を、ひとつの手から別の手に、支配階級のひとつの分派から別の分派に移す役をしたにすぎなかった。国家権力は、支配階級にとつて、他人を隷属させ、役得をかせぐための手段として役だってきた」(『フランスにおける内乱・第一草稿』、『全集』第十七巻、五二一—三ページ)。

「それ(国家権力のこと——筆者)は、つねに秩序、すなわち現存の社会秩序を維持するための、したがって、横領者階級が生産者階級を従属させ搾取するための、権力であった」(『フランスにおける内乱・第二草稿』、同前、五六二ページ——引用文^[21]であり再掲した)。

「国家権力は、労働にたいする資本の全国的権力、社会的奴隷化のために組織された公的強力、階級専制の道具という性格をますますおびるようになった。階級闘争の一前進段階を画する革命が起きるたびに、そのあとで、国家権力の純然たる抑圧的な性格がますますはつきりと現われてくる」(『フランスの内乱』、同前、三二—三三ページ)。

ここでのべられているマルクスの国家把握は、第一に横領者階級と生産者階級へ社会が分裂していること、第二に、そうした分裂のもとで横領者階級が自分たちのために社会秩序を維持すること、第三に、社会的秩序は公的強力でもって維持され、国家権力は階級専制の道具であり抑圧的性格をもっていること、ここでは大体この三つのモメントでもってマルクスは国家、国家権力を認識している。したがって、こうした『フランスの内乱』(一八七一年執筆)段階の認識からすれば、階級が未発生の時期の「共同体の共同利益を担う職務」の社会にたいする独自化ということでもって、ただちにそれを国家であるとするような認識はマルクスもエンゲルスももちあわせていなかったと考えられるのである。

そして、同時に注目すべきことはマルクスが以上の三つのモメントにみられる国家の抑圧的性格について次の

ように語っている点である。

マルクスは被支配階級を物質的に抑圧する常備軍と警察と區別して、「精神的な抑圧力」についてのべている。

[22]「旧来の政府の物質的強力の要素である常備軍と警察をいったん取り除いてしまうと、コミュニンは、すべての教会を国家から分離し、それが財団であるかぎりで教会から基本財産を没収することによって、精神的な抑圧力すなわち『坊主権力』を打ち砕くことに熱心に努力した。司祭は私生活の隠遁所に送り返され、そこで彼らの先達である使徒たちにならって信者の施物で食べてゆくようにされた。すべての教育施設は人民に無料で公開され、同時に、それへの教会や国家の干渉がいっさい排除された。こうして、教育が、だれでも受けられるものにされただけでなく、学問そのものが、階級的偏見と政府強力によって負わされていた束縛から解放された」(同前、三一五―一六ページ)。

これと同様の趣旨のことが『フランスの内乱・第二草稿』(『全集』第十七卷、五六五―一六ページ)においてもべられていゝる。マルクスは国家をたんに「物質的な抑圧力」をもつてする支配階級の被支配階級にたいする抑圧機関としてのみとらえているのではなく、精神的なイデオロギー(注)的抑圧力をもつてする抑圧機関であるとしてらえているのである。そして、国家のイデオロギー的抑圧はフランスの資本主義的国家権力の一つの精神的支柱である「坊主権力」によって發揮され、教会の司祭の説教を通じてあらわれ、また国家の干渉のもとでおこなわれ学校教育においても資本主義的精神の教育として発現しているのである。

(注) イデオロギーとは、第一に、土台を反映する社会的意識諸形態のことであり、物質的過程を反映する上部構造である。これが最も広い意味のイデオロギーである。ルイ・アルチュセールの「イデオロギーとは日常的行動の指針であり、人間の社会的生活、日常的な行為一般はイデオロギーを媒介としておこなわれる」という場合のイデオロギーを、この上部構造としてのイデオロギーという意味で私は把握する。イデオロギーは第二に自らを動かす原動力、その発生根拠を知らない意識、すなわち「虚偽意識」のことであり、第三に、階級対立を反映する階級性をおびた意識であり、第四に、イ

デオログ等によって加工が加えられた一つの体系的な見解である。イデオロギーはこれらのいづれかの意味で用いられる。なお、より詳しくは、拙稿「デヴィッド・リカードウ」(上)〔『経済』一九八一年六月号〕第一章一節を参照されたい。

国家の階級的機能の一側面であるイデオロギー的抑圧機能はたんに資本主義国家に独自のものではない。「専制君主は、イデオロギーの上では神または神の代理人としてすべての臣民に君臨」し、「専制君主はこの体制全体を維持し、奴隷と共同体成員の収奪を強行するために、官僚機構や常備軍などの支配機構と暴力装置を備え、勤労人民に自発的服従を強いる宗教の中心としての神殿組織をもっていた、という点で特殊な超越的存在」(以上、太田秀通『奴隷と隷属農民』、二〇八ページ)であったわけであり、こうしたイデオロギー的抑圧力を封建的国家ももっていたことはいうまでもない(例えば、原始儒教の教義を再解釈することによって、封建制的位階制身分秩序を自然的な天争のものとして説明し、封建制的階級秩序と支配にしたがうことを民衆に説く朱子学が封建制国家の公認の御用学問として重用されたこと等々。この点については、守本順一郎『東洋政治思想史研究』を参照されたい)。

原始共同体社会においても、人々は人間たちをとりまく自然および社会についての伝統的、習慣的に形成されてきた自然発生的な思考をイデオロギーとして固定し、物質的過程を統治・管理する共同体の機関の機能はこうしたイデオロギーを媒介にすることによって果されたのであった。ただし、原始共同体の場合には、このイデオロギーが階級的機能を果たすことはなく、上部構造的機能をもったのである。将来の社会主義社会においても、上部構造としてのイデオロギーはなくなることはなく、したがって社会主義国家は敵対的關係をもたない経済的土台にほんとうに照応した、経済関係と生産力を発展させるように働きかけるイデオロギーを生産しなければならぬ。

マルクスやエンゲルスはすでに『ドイツ・イデオロギー』において、イデオロギーのこうした機能を天才的に把握していたのであるが、しかし、国家の階級的機能の一側面であるイデオロギー的抑圧機能については、レーニンの『国家と革命』の大きな影響もあってか必ずしもこのマルクスの見解に十分な注意が払われていなかったように思われる。『国家と革命』は帝国主義的世界戦争の真只中に執筆され、この時期は国家の暴力的抑圧の機能の側面が前面に出ている時であった。ロシアの革命勢力はこういう情勢のなかで「帝国主義戦争を内乱へ」というスローガンのもとに支配階級と闘っていたのである。『国家と革命』はこのことに注意を払って読まなければならないのであって、国家の階級的機能として暴力的抑圧の機能のみを、『国家と革命』のレーニンの言説を拠所に絶対化することは誤りである。すでにレーニンはその最も早い時期に書いた『人民の友とはなにか』のなかで、マルクスのいわゆる史的唯物論の定式(『経済学批判・序言』)に注釈して、経済的土台である生産関係を「物質的社會關係」(すなわち、人間の意識を通過しないで形成される關係(邦訳『レーニン全集』第一卷、一三三ページ、大月書店)とのべ、それを「イデオロギー的社會關係、すなわち、形成されるまえに人間の意識を通過する關係」(同前)と区別している。「物質的社會關係」と区別されているのであるから、「イデオロギー的社會關係」に独自なもの法的、政治的上部構造すなわち国家ということになる。こうしたレーニンの説明からすれば、国家の諸機能はイデオロギーを媒介として形成され、また働かせられるということになる。この意味ではレーニンは国家の階級的機能の一側面としての精神的、イデオロギー的抑圧力の側面を認識しているのであって、『国家と革命』における叙述は前述の条件をつけたうえで読まなければならない。

マルクスが国家の階級的機能を二重の抑圧力でもってとらえていることは、発達した資本主義、とりわけ第二

次世界大戦後の先進資本主義諸国の国家の階級的機能をみる場合に大切となる。これらの諸国においては、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等々の情報機関が発達し、生産手段と国家諸機関を握っている支配階級はそれらを動員し情報とその手段を操作して、そのことによって被支配階級をイデオロギー的に従属させ、自らの利益と地位を維持することに全力を注いでいる。したがって、国家の階級的機能をたんに物質的抑圧力——軍隊、警察、監獄等々——においてのみとらえる考えは、こうした発達した資本主義国の国家の現実を正しくとらえてはいないのである。われわれは国家の階級的機能のこの両側面に正しく注意を払わなければならないであろう。

2 『資本論』の「共同事務」

では、マルクスは「社会的共同業務」についてはどう考えているのであろうか。これについては、『資本論』のなかに、幾度となく引用される有名な文章が存在する。

[23]「専制国家では政府が行なう監督や全面的干渉の労働が二つのものを、すなわちすべての共同体の性質から生ずる共同事務の遂行 (die Verichtung der gemeinsamen Geschäfte) と、民衆にたいする政府の対立から生ずる独自の諸機能との両方を、包括している」(『資本論』第三卷、第一分冊、四八一ページ)。

この叙述は引用文^[14]に続いている文章である。この文章は「公務労働」の規定にあたってつねに引用され、論争の一つの原因となっているものであるが、「公務労働」をめぐる論争史は後にあらためて論じることにして、ここではマルクスの文章の意味を明らかにする目的に限定して、芝田進午氏の解釈をとりあげてみることにする。芝田氏はこの文章を次のように解釈される。

「社会的共同業務」と国家(上の二)(上野)

「この文章はいろいろな論議があるところですが、私の考えでは、このなかの『あらゆる共同体』という言葉は、『あらゆる社会』というふうに見てもいいのではないかと思っています。たとえばこんにちのブルジョア社会でも、清掃とか防災とか防疫などの共同事務的サービスの必要性は否定できないと思います」(芝田進午編『公務労働』、一九ページ)。

しかし、この芝田氏の「すべての(あらゆる)共同体」を「あらゆる社会」と読みかえる解釈は成立しない。それは以下の理由による。

第一に、マルクスはここで資本主義的生産様式に対比して「専制国家」をとりあげているのであり、工場内の資本の専制的支配に類似するものとして「専制国家」をとりあげているのである。この場合の類似性は資本主義的生産様式における監督労働が二重性をもつ、ということと、専制国家の政府の監督労働が二重性をもつ、ということにあり、また両者ともその二重性の一方の側面が実体規定であり、他方の側面が経済的形態規定(この場合は同時に階級的規定)であるということにある。ところが、(A)「労働過程の特殊の形態である資本主義的労働過程はその一側面において結合的生産様式が必要とする指揮労働である」という文章を、(B)「社会(国家)の特殊の形態である専制国家はその一側面において共同事務を遂行する」と読みかえて理解されるのが芝田氏の考え方である。なぜなら、「清掃とか防災とか防疫などの共同事務的サービス」と氏がいわれているように、これらは芝田氏の理解では社会の形態がどうであろうともあらゆる社会がおこなわなければならない超歴史的な「社会的共同業務」——これについての氏の理解は私の理解とは異ったあらゆる社会諸階級にとって一般的利益となる業務というところであるが——であるのだから、それは形態規定を異にするあらゆる生産様式が一側面としてもっている結合的生産様式に対する指揮、監督労働と類似的なもの、同等的なものとは氏は考えられているのである。こういうこと

だから氏は、前者(A)の超歴史的な抽象的な規定である「労働過程」が後者(B)の歴史的で具体的な規定である「専制国家」と読みかえられ、前者の抽象的な実体規定である「指揮労働」が後者の「共同事務の遂行」と読みかえられているわけである。マルクスの叙述(引用文^[23])の方法的、内容的解釈がなされないで、このような形式的な文章比較から生み出されたのが、「あらゆる共同体」を「あらゆる社会」と読みかえてもよいという氏の見解の特色である。

引用文^[23]にみられる文章は『資本論』第三卷二二章「利子と企業者利得」のなかにでてくるのであるが、ここになぜこういう文章がでてくるのかといえはこうである。剰余価値が平均利潤という形態をとり、さらに平均利潤の一部分が貸付資本に対する利子に転化することによって、利潤の利子を超える部分が企業者利得という形態をとる。貸付資本家の獲得する企業者利得はたとえ彼が無所有の資本家、たんに資本を機能させるにすぎない資本家であったとしても獲得するものである。そこで、企業者利得は機能資本家が生産過程および流通過程を指揮することから生じるものであるという観念が発生し、企業者利得は監督賃金、労賃よりも高い賃金であるというように観念されるようになるのである。しかも、分業によって現実の資本家が生産過程の監督をその代理人にやらせるという事情が存在するものであるから、代理人はその監督労働に対して報酬をうけとる。こういうことによって、企業者利得を監督労働に対する報酬、すなわち監督賃金である観念、逆立ちした観念が生まれるのである。

ここではマルクスはこういう逆立ちした観念を批判するために、そうした観念の根拠となっている資本主義的監督労働の二重性を明らかにし、監督賃金説の根拠を分析しているのである。この引用文^[23]はこういう文脈のなか

で読まれねばならないのである。ここでは、資本の専制支配から発生する監督労働は経済的形態規定と実体規定の二面を合わせもった具体的な規定であり、この意味で引用文^[14]での監督労働と同じ意味をもっている。だが、引用文^[14]につづけて私が引用している『資本論』第一巻におけるマルクスの監督労働は実体規定として用いられている(「本稿」上、一〇八―九ページ)であり、『資本論』第三巻の二重規定をもった監督労働とは意味は異なるのである。

専制政府のおこなう監督労働も二重規定をもったものであるからこそ、ここでマルクスは資本の専制支配のもとの監督労働と専制政府の監督労働の類似性、同等性を指摘しているわけである。だから、芝田氏のように監督労働を抽象的な実体規定に解消したうえで、前述したように読みかえるということはできないのである。マルクスの文章はまず第一にこのように理解されなければならない。

第二に、なぜマルクスは共同体といているのか。社会というカテゴリーは共同体というカテゴリーに対してはより一般的なカテゴリーであり、そして一般化することこそ科学の任務であるのだから、「あらゆる共同体」を「あらゆる社会」といいかえて一般化できるのであればマルクスはそうしたはずである。しかし、そういうことはできない。なぜなら、すでにのべたように、共同体的基本関係の上に立脚するのが奴隷制・農奴制社会の本質であり、専制政府——国家的奴隷制であれ、農奴制であれ——は二重の経済関係の上に立脚しているのである。したがって、専制政府はその一面において共同体の性質から生じる共同事務、「社会的共同業務」を遂行するのであり、引用文^[23]の「共同体」を「社会」と読みかえてしまうと、なぜマルクスが専制政府といているのかが全くわからなくなってしまふ。専制政府であるからこそ共同体ということが意味をもつのである。

第三に、芝田氏は「共同体の共同事務」を「社会の共同事務」と読みかえられたうえで、これを公共性をもった共同事務的サービスと考えられ、それを現代国家の「公共的機能」ととらえられる。この点は『公務労働』のなかの「共同討論」の所で遠藤晃氏によっても次のように疑問がなげかけられている。

「そこでこの『共同体の共同事務』についてですが、今日の国家を考える場合、まず『共同体』という概念があてはまるのかどうかということです。『共同体』の定義を、土地ないし地域を基礎とした生産者の共同体というふうに考えた場合、資本主義が高度に発展し、階級分解がすすんでいる今日の国家にそれをあててあてはめれば、それは独占的金融ブルジョアジーの共同体ということになるのではないか」(同書、三八―三九ページ)。

この遠藤氏の批判は芝田氏の弱点、すなわち、「共同体」を「社会」と同一視して考える考え方をするとくついている。このかぎりにおいて、遠藤氏の見解は芝田氏よりも正しい。そして、マルクスが引用文^[23]で「共同体」といっていることは「土地ないし地域を基礎とした生産者の共同体」であると遠藤氏は解釈されたうえで、「共同体」をただちに社会と同一視はできないとのべられているのである。しかし、引用文^[23]にみられるマルクスの「共同体」という概念は私がすでにのべたように、遠藤氏のいうようなものではなく「共同体的基本関係、あるいはその上に立脚する社会」ということである。したがって、遠藤氏の批判は不十分であり、また「共同体」の理解も正しくない。

また、共同体の共同事務は、「社会的共同業務」とは異なるカテゴリであり、共同体という特殊な形態をもったカテゴリであり、それは「社会的共同業務」あるいは「社会の一般的事務」と同一視されたり、それに解消されたりすることはできない。これは「本稿」第二、第三章ですでにのべたとおりである。また、現代国家の公共性という場合の「公共性」を「社会のすべての人々の利益になる」という意味での「公共性」と理解すれば

誤りである。芝田氏が「社会的共同業務」の例としてあげられている「清掃」「防災」「防疫」などは比較的階級の薄いものであり、それらは資本が営利活動をおこなうのに不可欠なものとしてつくられる「港湾」「土地造成」「工業用としてつかわれる上水道」「道路」等々の比較的階級の濃いものと好対照をなしている。「社会的共同業務」の例証として芝田氏のように比較的階級の薄いものをあげられるということは、芝田氏がこの業務を「公共性」をもったもの、すなわち、「社会のすべての人々の利益」になるものと理解されることに符合している。池上氏の場合には、この例証として後者のような比較的階級の濃いものをあげられて、この業務が資本の営利活動としておこなわれるのであり、この点で階級性を色濃くもつと池上氏は主張されるのである。ここではここにいう指摘だけにとどめておいて、両者の論争にはのちに立ちいつてのべることにする。

第四に、「共同体の性質から生じる共同事務」のあるものは、資本の生産力の発展段階に応じてその営利活動の対象に転化され、その転化形態は芝田氏の例示される「清掃、防災、防疫」などのように比較的、「公共性」(社会性)を強くもつものから、「ある種のダム建設、ある種の病院経営、ある種の保育所」等々のような「公共性」の弱いものまで多様な形態——国家的事業としても、民間事業としても——で存在する。だから、芝田氏の例証のような単純な説明でもって、国家あるいは公務労働が「公共性」をもつとはいえないのである。これについては後に詳しく論じる予定であるが、ここに簡単に指摘したことからも、第四点についても芝田氏の説明はある程度なされているとはいえ不十分である。

以上の四点から、芝田氏のようにマルクスの叙述のなかの「あらゆる共同体」を「あらゆる社会」と読みかえることはできない。マルクスの叙述の意味は以上の芝田氏に対する批判のなかで明らかになったと思われる。

3 『フランスの内乱』の国家の「正当な諸機能」

(1)

藤田勇氏はこの『資本論』の「すべての共同体の性質から生ずる共同事務の遂行」をマルクスの『フランスの内乱』のなかの「正当な諸機能 (rechtmäßige Funktionen)」と同義のものであり、エンゲルスの『反デューリング論』の「社会的職務活動」(引用文〔4〕)と同義のものであるといわれるのである(講座『現代資本主義国家』第一卷所収論文「現代資本主義国家論」二二ページ)。

なるほど、「すべての共同体の性質から生ずる共同事務の遂行」と「社会的職務活動」が同義であることはすでに指摘したところである(「本稿」上、一一〇ページ)。しかしこれを国家の「抑圧的機能」に対比される「正当な諸機能」とよ(同前、二二ページ)することはできるのであろうか。このことを調べてみよう。

マルクスは『フランスにおける内乱』でコミューンについてのべた文脈のなかで次のようにいっている。

[24]「……国民の統一は破壊されるのではなく、反対に、コミューン制度によって組織されるはずであった。みずから国民の統一の具現、しかも国民そのものから独立し国民そのものに優越する具現であると主張しながら、その実、国民の身体に寄生する贅肉にすぎなかった、あの国家権力を破壊することによって、この統一が現実となるはずであった。古い政府権力の純然たる抑圧的な諸機能は切りとられねばならなかったが、他方、その正当な諸機能は、社会そのものに優越する地位を算奪した権力からもぎとって、社会の責任を負う吏員たちに返還されるはずであった」(「傍点は筆者——『全集』第十七巻、三二七ページ)。

藤田氏が引用されている「正当な諸機能」はこの文章の傍点部分であるが、これについては『フランスの内

「乱」第二草稿では「公的機能」（öffentliche Funktionen）と表現されている。

[25] 「一言でいえばあらゆる公的機能は、今後も中央政府に属するであろう少数の機能でさえ、コミュニティの吏員によって、したがってコミュニティの監督のもとに執行されるはずであった。中央の諸機能——人民のうえに立つ政府権力のそれではない、国の一般的な、共通の欲求によって必要とされる諸機能——が不可能になるであろうというのは、ばかげたことの一つである。これらの機能は今後も存続するであろうが、職員自身は、古い政府機構の場合のように、現実の社会のうえに立つことはできないであろう。というのは、これらの機能はコミュニティの吏員によって、したがってつねに現実の監督のもとに執行されるはずだからである。公的機能は、中央政府がその手元に授ける私有財産ではなくなるであろう」（同前、五六五ページ）。

引用文[24]にみられるように国家の「公的機能」とは「中央の諸機能」すなわち「国の一般的な共通の欲求によって必要とされる諸機能」のことである。敵対的な階級支配が基本的にとり除かれた社会においては、社会成員の欲求が階級的に歪められることなく（これは、経済的形態規定である）社会の生産力の発展水準に照応して充足されるのであり、こうしたことをおこなう社会の機能を「公的機能」というわけである。国家の一般的概念は実体規定である「社会的共同業務」に階級的な経済的形態規定を加えることによって与えられるのであるから、コミュニティ的国家——この国家は民主主義的あるいは社会主義的国家であり、コミュニティの社会はまだ国家を必要としている——の「公的機能」というのは、単純な行政機関——「社会的共同業務」を遂行する機関——という実体規定に、コミュニティ的な、特殊な経済的形態規定を加えることによって与えられる。

だから、マルクスがここでいう国家の「正当な諸機能」というのも、実体規定と形態規定の統一としての具体的な規定である。したがって、「古い政府権力の純然たる抑圧的な諸機関——狭い意味での階級的機能（本稿一

一ページ)——を切りとったのちに残る国家の機能が国家の「正当な諸機能」である。これは広い意味での階級の機能であり、「国の一般的な共通の欲求によって必要とされる諸機能」であるが、これもやはり資本主義的形態をおびている。マルクスがなぜこの機能を「正当な機能」とよんでいるかといえは、「純然たる抑圧的機能」にこの機能が対立的であるからである。労働の指揮・監督、国務(社会の一般的業務)、司法、芸術、科学等々の「社会的共同業務」は、「国あるいは共同社会の成員の一般的な共通の欲求」を前提として成立する業務であるが、その欲求が実現される形態がそれぞれの経済的社会構成体によって異なるのである。以上の意味で、『反デュリング論』および『起源』のエンゲルスの叙述と『フランスにおける内乱』のマルクスの叙述とは一致しているわけである。そして、この「正当な諸機能の遂行」はその遂行する主体が敵対的な生産関係のうえに立つ階級の国家である場合には、それは真に「正当な諸機能」として果されるはずは少なく多かれ少かれ階級的敵対にもとづく経済関係によって歪められ、イデオロギー的形態をまもって遂行されるのである。

マルクスはこのような意味で国家のもつ「抑圧的な機能」に対立する「正当な諸機能」「公的機能」をコミュニケーション政府は継承しなければならないというのである。

(2)

そうすると、この国家の「正当な諸機能」と「共同体の共同事務(業務)」との関係はどうなるであろうか。それをみるためには資本主義および資本主義国家と「共同体の共同事務」との関係をまず考察しておかねばならない。

共同体的基本関係をその基礎にもつ社会は、国家あるいは上部構造が「共同体の共同事務(業務)」を遂行する

かぎりにおいて存立するのであり、その社会が共同体的基本関係に依存する割合が少くなれば少くなるほど、国家あるいは社会は「共同体の共同事務」を遂行しなくてもやっていける割合はますます強まるのである。池上氏がくりかえしいわれているように、農業が支配的な生産部門であり、したがってその社会の存立の基礎を共同体的基本関係においている封建的生産様式(土地所有関係が生産関係の支配的モメントとなっている)の否定として発生の資本主義的生産様式は支配的な生産部門を工業においているのであり、資本や資本主義的国家は封建制の経済的基礎をなす共同体あるいは共同体的基本関係から発生している「共同事務」に対して解体的に作用する。だからまたそれは封建的土地所有に対して解体的に作用し、土地所有を資本のエンターにひたそうとするのである。従来のごうした「共同事務」は資本主義のもとでは、資本の営利活動の直接的な対象に転化されたり、あるいは資本主義的国家権力の媒介によって資本のエンターに浸されていく。だから、マルクスはいう。

[26]「国家権力は、事実上、聖徒たちをとまなう中世の超自然的な天国の後継者となった。社会諸集団の関連から生まれてくる小さな個別的利益の一つ一つが、社会そのものから切り離され、固定され、社会から独立のものとなされ、そして、厳密に規定された階層的な機能を果たす国家司祭たちによって管理される国家的利益という形態で、社会に対立させられた」(『フランスにおける内乱・第一草稿』、『全集』、五一―一ページ)。

引用文[26]と同趣旨のことは、池上惇氏が好んで引用される『ブリューメール18日』の次の文章でものべられている。

[27]「土地所有者および都市の領主特権はそっくり国家権力の機能となり、封建的高位大官は有給の官吏となり、あい争うもろもろの中世的な無制限権力の雑多な見帳は、工場式に分業をおこない、仕事を集中した一つの国家権力の整然たる設計図と変わる。全国のプロジョアの統一をつくりだすために、すべての局地的・地域的・都市的・地方的な分立権立を打ち

砕くことを任務としたフランス第一革命は、絶対君主制の始めた仕事、すなわち政府権力の集中化を進展させると同時に、またこの政府権力の規模や、権能や、属吏の人数を拡大せざるをえなかった。ナポレオンがこの国家機構を完成した。正統王制と七月王制は、分業を拡大したほかは、なにひとつつつけくわえなかった。この分業は、市民社会内部の分業が新しい利害集団を、したがってまた国家行政のための新しい材料をつくりだすにつれて、拡大していった。村の橋や校舎や公有財産から、フランスの鉄道や国有財産や国立大学にいたるまで、およそ共通の利害はたちまち社会から切り離されて、より高い、一般的な利害として社会に対立させられ、社会成員の自主活動の範囲からはずされて、政府の活動の対象とされた。最後に、議会的共和制は、革命に反対してたかうさいに、弾圧措置をつよめるとともに、政府権力の手段を増大させ、その集中をつよめざるをえなかった。「これまでの」すべての変革は、この機構を打ち砕かずに、かえてそれをいっそう完全にした。かわるがわる支配権を争った諸政党は、この巨大な国家構築物を自分の手におさめることを、勝利者のおもな獲物と見なし

た」(『全集』第八卷、一九三ページ)。

引用文^[26]と^[27]でいわれていることは、資本主義的国家権力が「共同体の共同利益」を含む「社会集団の関連から切り離して国家的利益に転化し、資本の営利活動の対象にすることであり、それが資本主義国家の機能であるということである。資本主義的生産関係は剰余価値の搾取関係にもとづく資本と賃労働の敵対的対立関係であるが、それは同時に全面的に発達した商品生産関係である。だから、資本主義は発展した社会的分業によって一方では従来の社会に残存している封建的な生産関係(共同体的基本関係)にもとづく様々の社会諸集団を解体し、人間集団を個別化された孤立化された人間に分解する。他方では、それは分解された個々の人間をマニユファクチュアや大工業のもとで工場に集め、新しい関係にもとづく人間集団をつくりあげる。

引用文^[26]^[27]のマルクスの所説のこの側面を池上惇氏が強調して、「資本主義国家の機能は共同体の共同利益を

担う職務を解体して、資本の営利活動に転化することである」といわれることは、このかぎりにおいては正しいことである。

以上のことから、国家の「正当な諸機能」と「共同体の共同事務」との関係は次のようになるであろう。

もし、「すべての共同体の性質から生じる共同事務の遂行」——これは「共同体の共同利益を担う業務である——を資本主義国家の「正当な諸機能」、「公的な機能」と考えれば、資本主義国家はその発展につれてますます共同体的基本関係を掘り崩し、「共同体の共同事業」に対して解体的に作用するのであるから、資本主義国家はこの「正当な諸機能」をますます解体していくことになる。

しかし、資本主義国家だけにかぎらずどの社会も多かれ少かれこの「正当な諸機能」を果しているものであり、この「正当な諸機能」の果されるやり方がそれぞれ経済的形態の社会において異なるのである。だから、資本主義国家はこの「正当な諸機能」を多かれ少かれ利潤追求の目的に従属させて遂行するのであって、とりわけ、国家独占資本主義段階において国家の経済的土台への介入が新しい段階を画することによって、国家はその「正当な諸機能」の遂行を一側面において、「共同体の共同事務」に解体的な形態でおこなう。この意味で、この二つのカテゴリーは同義ではなく、藤田氏の見解は誤りであると思われる。

(3)

「国の一般的な共通の欲求によって必要とされる諸機能」を国家が果す場合になおみておくべきことがある。この一般的な共通の欲求というのは第一には、社会的生産の一般的諸条件と共同的消費手段に対する欲求のことであるが、こうしたものに対する欲求とその充足の形態は第一にそれぞれの経済的社会構成体の相違にに応じて異

なり、第二に特定の経済的社會構成体の内部においてもその生産力の發展水準に依じて異なる。

この第一については、すなわち共同体的基本關係を多かれ少かれその基礎としている前資本主義社會と資本主義社會においてどのように異なるかについてはすでに検討した。

残っているのは第二についてである。そこで、このことを資本主義社會についてみてみることにする。次の引用文〔28〕は資本主義國家が資本家階級が自らの共同利益である「フランスの鐵道」を社會の一般的利益として社會におしつけるといふことをいっている。これは資本主義の發展とその生産力の發展によって生まれてきた、從來の生産力段階には存在しなかつた新しい事業についてのべているのであって、この点は今までのべてきたこととちがうことである。

マルクスは引用文〔9〕に直接つづく文章でこれに関連したことをのべている（ここでのべていることが、「本稿」上、九八ページで「引用文〔9〕でなお注意すべきことがある」と私が指摘したことである）。

〔28〕「ある國、たとえば合衆國は、生産上の關連から鐵道の必要性を感じることはある。けれども鐵道から生じる生産にわたつての直接の利益があまり少いので、出費は返つてこない資金としか思えないだろう。その場合資本はそれを國家の肩に転嫁する。あるいはまた、國家が資本にたいして傳統的に優越した地位を占めているところでは、國家はなお全体にたいして彼らの資本ではなく、彼らの所得の一部を、そのような一般に有用な事業に投入するように強制する特權と命令權をもっている」（『要綱』、第三分冊、四六七—八ページ）。

〔29〕「資本が株式會社の形態をとらないかぎりでは、資本はつねに自己の價值増殖の特殊な諸条件だけを求め、共同的な諸条件はこれを國家的に必要なものとして全体の國に押しやる」（同前、四六八ページ）。

引用文〔28〕でいわれている「鐵道の必要性」というのは最初は資本主義的生產力の發展によって生じる資本にと

つての必要性であり、そのかぎりでは国家がおこなう鉄道事業は資本の共同利益を担う業務である。そして、そうした鉄道業を「国家的に必要なもの」、つまり「社会一般に必要なもの」というみせかけのもとに国家におしつけるのである。そうしたみせかけがたんにみせかけとして一般の人々の眼に映じないのは、こうした事業がイデオロギー手段を握る支配階級、資本家階級によって強力なイデオロギー的な衣をきせられて、政策的に提起され、国家資金が「社会の一般的利益」にかなうものとしてそれに投入されるからである。国家の「正当な諸機能」はイデオロギー的形態をまとして遂行され、階級社会においては階級的イデオロギーをまとして遂行される。

交通手段の維持・発展を担う職務は生産力水準の低い共同体的基本関係を基礎とする社会においては、「共同体の共同利益を担う職務」であり、一般的な「共通の利害」でもあったが、それが社会から切り離されて「資本の共同利益を担う業務」として——この意味で社会に対立させられる——現われるのである。しかし、交通手段のこうした新しい発展形態は、それが生産力の発展とともに新しい形で現われ、それがどんな経済的形態をまとしていくにせよ、人々の欲求を何らかの意味で充足させるものであるということには変りがない。この点からみて、鉄道業を国家がおこなうということは国家の側面である「公的機能」のあらわれである。

資本主義の発展による生産力水準の向上はたえず、共同体的基本関係を基礎とする社会にはなかった「国家行政のための新しい材料」をつくり出すのであり、イデオロギーの衣をしっかりと身にまとして、資本家階級の階級的欲求をみたすことを基本的目的としておこなわれる資本主義的国家行政のなかで多かれ少かれ国家の「公的機能」が果されるのである。

以上のことをまとめれば、第一に、資本主義国家は生産力の発展水準に応じて、「共同体の共同利益を担う業

務」を資本とともに解体し、第二に、一定の生産力水準のもとでそれが資本にとって価値増殖の対象とならない場合には、その業務を「資本の共同利益を担う職務」として遂行し、第三に、いままでも価値増殖の対象とならずに国家の業務としておこなわれてきたものが、生産力の発展の結果、価値増殖の対象となる条件が生じた場合には、その業務は個別資本に引き渡され、資本の営利活動の対象に転化する。

こういう点からみても藤田氏の解釈は成立しない。なぜなら、国家の業務は多かれ少かれ、生産力の発展水準に応じて人々の欲求を充足するものではあるが、それは資本がその生産力の発展水準に対応しておこなう営利活動に受動的に反応しておこなわれるにすぎない。一見、それが能動的にみえる場合もそれは個別資本の立場からみればそうみえるだけであって、やはり総資本の立場からみれば、それは総資本の営利活動という能動的要素に対する受動的な要素である。こういう意味で資本主義的生産はその発展段階とその生産力水準に特有の形態で国家の諸機能を働かせ、国家の階級的機能の受動的要素として国家の「正当な諸機能」の活動がおこなわれるのであり、国家の「正当な諸機能」を「共同体の共同事務」とみることとはできない。国家はこのように究極的には経済的土台に規定されるのであるが、しかし国家は同時に経済的土台に対して相対的に自立しており、それに対して能動的にふるまうこともあり、この点の説明が必要であるが、これについては後に、イデオロギー的社会関係としての上部構造、および階級闘争と国家の関係を論じる所でとりあげたい。

さらに指摘しなければならないのは次のことである。「国の一般的な欲求」というのは第二には、個人的消費手段に対する欲求でもある。資本主義社会においては、個々人が孤立した私的個人として存在している——共同体的基本関係が解消した結果として——のであるから、資本主義国家の「公共性」（広い意味での階級的形態）はた

んに社会的生産の一般的諸条件と共同的消費手段に対する欲求を資本主義的形態において充足する機能であるのみならず、同時にそれは個人的消費手段をも資本主義的形態において充足する機能——国家財政における社会保障関係などの支出にみられる機能——でもある。この資本主義国家の「公共的機能」を前提とし、これから抽象されたものが島津氏のいわれる「社会的共同業務」の第二、第三のもの(引用文[1]——「本稿」(上)、八一ページ)である。しかし、島津氏のいわれる「社会的共同業務」の第三のもの、すなわち「労働力の再生産のための一般的諸条件の整備」を「社会的共同業務」として国家がなさなければならぬのは特殊に資本主義国家にのみみられることであって、奴隷制や農奴制の国家にみられることではない。だから、この点での資本主義国家の「公共的機能」は資本主義という特殊の経済関係、階級関係によって必要とされているわけであって、国家の階級性的であらわれにほかならない。したがって、ここからみても藤田氏の解釈は成立しない。

ところで、島津氏のいう第三の「社会的共同業務」は実は抽象的一般的規定として純粹に抽象されていないだけでなく、むしろ(資本主義的)形態規定に属するものを実体規定として理解するという誤ち(社会主義社会における「労働力の再生産の一般的諸条件の整備」を除けば)を氏はおかしているのである。これはエンゲルスの「社会的共同業務」の「国務」にあたるものであり、この「国務」という一般的抽象的規定の資本主義的形態規定が、個人的消費手段に対する欲求を資本主義的に充足させるということであり、資本主義国家の「公共的機能」の一面面である。島津氏の「社会的共同業務」の全体的な検討はさらに「国家の形態でのブルジョア社会の総括」を論じたのちにおこなう予定であるが、ここでは、国家の「公共的機能」を正しく理解するのに必要なかぎりでの誤りを指摘したわけである。